

京都市告示第216号

道路法第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年6月16日

京都市長 門川大作

整理 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	山科東野緯 7の1号線	山科区東野北井ノ上町5番地の18地先 同町4番地の82地先		
2	八条経18号 線	下京区観喜寺町10番地の42地先 同町10番地の1地先		
3	嵯峨緯103号 線	右京区嵯峨広沢南下馬野町15番地の2地先 同町20番地の2地先		
4	淀41号線	伏見区淀木津町359番地地先 同上		

(建設局土木管理部道路明示課)